



「親父(おふくろ)勘弁してくれ！」

と言わずに済むための

# 相続事前対策セミナー

実はこの問題↑エンディングノートがあれば随分変わってきます

- ✓ 相続に備えて準備してほしいのに、親が動く気配がない…
- ✓ 親は比較的、スマホやパソコンを使いこなしているほうだ
- ✓ 生命保険や医療や介護、お墓のことなど、あまり話題にあがることがない
- ✓ 不動産はあるが、どうもお金はなそうだ…

このような方、ぜひご参加ください



令和7年

定員  
15名

4月10日(木)

13時30分～15時30分

場所 ▶ 半田税理士事務所  
小倉南区徳力新町1丁目4-23  
セミナールーム 駐車場あり

参加費 ▶ おひとり 1,000円

お申込み お問い合わせ

※下記にお名前・ご住所・お電話番号をご記入の上、FAXまたはお電話にてお申込みください。

お名前		電話番号	
ご住所			

ご記入後  
このまま送信

FAX 093-967-0387

お問い合わせ電話番号 093-967-0386 (担当：安部)

YouTube

ホームページ



主催：一般社団法人みらいわ 北九州市小倉南区徳力新町1丁目4-23

私たち「一般社団法人みらいわ」は弁護士・税理士・不動産鑑定士・司法書士・社会保険労務士・宅地建物取引士・生命保険ライフプランナーで構成する専門家グループです



# 今まであった事例

こんなことにならないように気を付けて！

## case 1

遺言書がなかったために、相続人の中で遺産分割の話し合いがつかない事例

▶ 分割で話し合いがつかず、結局双方に弁護士を立てて裁判になった。  
10年間争い、最後は和解で決着したが、弁護士費用は2千万円以上。手にした和解金では、とても足りなかった。

▶ 財産の分割ができなかったため、未分割のまま相続税申告することになった。  
本当は使える有利な特例の適用が全くできず、結局過大な相続税を払うことになった。

## case 2

相続登記等、必要な手続きを怠ったために起こってしまった事例

▶ 祖父の相続登記をしないまま放っておいたら、いつのまにか相続人が数十人になった。  
その登記手続きのために相続人を整理するだけで40万円以上かかってしまった。

## case 3

エンディングノート等がなく、相続人が知らない事実があったために起こってしまった事例

▶ 家族が知らない生命保険があった。何の手続きもしないまま、保険の時効(わずか3年)により、多額の保険金をもらうことができなかった。

▶ いくら探してもパスワードがわからず、被相続人のスマホを開くことができなかった。  
結局暗号資産を引き出すことができなかった。

▶ 被相続人が銀行預金や生命保険、ローンやNetflixの契約等を家族に全く教えてなかった。  
家族は途方に暮れてしまい、結局無駄な労力と費用を支払う羽目になった。

